

「国際的な化学物質管理」について

こんにちは。今月のジェグテックコラムは「国際的な化学物質管理について」です。

すでに日本国外へ輸出等のビジネスを展開されている方は、対象国・地域の様々な認証・規制等について、すでに十分ご注意ください。今後新たに海外進出を目指す方は、自社の商材を対象国・地域に流通させるにあたって、どのような規則を守らなければならないか、どのような基準を満たしている必要があるのかというような点について、事前に十分な情報収集を行う必要があります。

当たり前のことと感じられるかと思いますが、日本と日本以外の国・地域ではルールが違います。そのルールを遵守しなかった場合、「知らなかった」では済まされないこともあります。仮に重大な違反があった場合、それをリカバリーするために莫大な費用を要する、企業イメージそのものを毀損するなどの大きなダメージを被る可能性もあります。

さて、世界には様々な認証・規制等がありますが、例えば以下でご紹介する「RoHS 指令」や「WEEE 規制」については詳細な内容までは知らずとも、多くの方が一度は聞いたことがある、目にしたことがあるものではないでしょうか。

1. RoHS 指令

(1) 2003 年 2 月に発効した最初の指令で、2006 年以降欧州で販売する、電気・電子商品には鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE の 6 物質が原則禁止された。

A) 大型家庭用電気製品（冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど）

B) 小型家庭用電気製品（掃除機・時計・電動歯ブラシなど）

その他情報技術、電気通信機器、民生機器、照明機器、電気・電子工具等 11 品目が規制されています。

(2) 2011 年には、適用範囲商品に、医療用機器、監視・制御機器が適用対象となり、新たに「その他の電気・電子機器」が追加されました追加規制物質はヘキサブロモシクロデカン[HBCDD]、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル[DEHP]、フタル酸ブチルベンジル[BBP]、フタル酸ジブチル[DBP]の 4 品目が追加され、CE マーキングの取得が義務付けられた。

2. 電気電子機器廃棄物指令(WEEE)

電気電子機器廃棄物の発生を抑制し、再利用やリサイクルを促進して廃棄される WEEE の量を削減することで、加盟国および生産者に WEEE の回収・リサイクルシステムの構築・費用負担を義務付けています。

3. 各国の化学物質管理法令

(1) 日本化審法

(法律の主旨)

「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指すとの目標(Goal)としている」—順次化学物質を費用化している。現在第一特定化学物質31物質、第二特定化学物質37物質が指定されている。

- (2) 欧州では2007年6月より段階的に施行され、2018年までに登録終了予定
- (3) 米国TSCA、中国新化学物質環境管理弁法

こういった認証・規制等に関する情報そのものについては、WEB検索によって容易に収集することができます。しかしそれらを読んだだけでは、自社の実務において何を、どんな順序で対応していくかというところまで具体的に落とし込むことは非常に難しいと思います。

中小機構では、このような認証・規制等についてのご相談窓口を用意しまして皆さんの疑問にお答えしています。相談は予約制になりますので相談をご希望される方は、下記リンク先よりお申込ください。皆さまのご利用をお待ちしております。(ジェグテックコーディネーターT.K.)

<海外認証・規制に関する特別相談窓口>

http://www.smrj.go.jp/regional_hq/kinki/sme/overseas_consulting/index.html
